

御所市浄化槽設置整備事業補助金の申請について

1. 申請について

毎年、4月1日から12月28日（土日にあたる場合はその前日）まで申請書を受付します。

工事に着手する2週間以上前に環境政策課へ申請してください。

工期が翌年2月以降にまたがる場合、必ず申請前に環境政策課へ相談すること。

※交付申請書の提出順に受付し、予算額に達した時点で締め切ります。

2. 申請時の確認事項

◎お問い合わせ先・資料配布場所

・申請に関すること

環境政策課（御所市クリーンセンター内）

御所市大字栗阪293番地

TEL：0745-66-1087

FAX：0745-66-2441

・下水道事業区域に関すること

都市整備課（御所市役所内）

御所市1番地の3

TEL：0745-44-3499

FAX：0745-62-5425

◎申請条件

(1) 設置する区域が下水道事業整備計画区域以外の区域であること。

（ただし、下水道の整備が遅くなる区域は、下水道事業整備計画区域内でも認められる場合があります。上記のお問い合わせ先へご連絡ください。）

(2) 建築用途が専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延床面積2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。）であり、申請人は個人であること。

(3) 設置する浄化槽が10人槽以下であること。

(4) 浄化槽設置工事が補助金交付決定以前に着工、又は申請時において完了していないこと。

(5) 新築、くみ取り・単独浄化槽からの転換であること。

≪申請できない者≫

① 浄化槽法（以下、法）第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けずに浄化槽を設置しようとする者

② 自己の経済活動のため、譲渡及び賃借する目的の建築物に対し浄化槽を設置しようとする者

③ この告示による補助金の交付を受けて設置した浄化槽を廃して、新たに浄化槽を設置しようとする者（天災その他自己の責めに帰することのできない事由により浄化槽を破損又は滅失したものを除く。）

④ 法第4条第1項の規定による構造基準に適合しない浄化槽を設置しようとする者

⑤ 市税等を滞納している者

◎補助金額（いずれも上限額）

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

3. 交付申請時に必要な書類（必ず工事着工前に申請すること）

① 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）

②A. **新築又は建て替えの場合**

- 建築確認済通知書の写し
- 審査機関を経由した浄化槽設計書の写し
- 申請位置図の写し

B. **浄化槽の設置のみの場合**

- 適合通知書の写し
- 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し
- 申請位置図の写し

③設置場所の案内図及び浄化槽の配置図

- ・建物の平面図
- ・配置配管図

④型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）

⑤浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

⑥登録浄化槽管理票（C票）

⑦登録証

⑧法第7条第1項の規定による水質検査手数料の領収書の写し

⑨浄化槽設置工事の監督者に係る浄化槽法第42条第1項に規定する浄化槽設備士免状の写し（昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付すること）

⑩納税証明書

（市税等に滞納のないことを証明するもので、申請日から遡って1か月以内の発行日のもの）

※申請時点で御所市外に住民登録がある場合でも御所市で納税証明書を取ってください。

⑪浄化槽設置工事等に係る見積書の写し

⑫浄化槽法及び関係法令を遵守する旨の誓約書

⑬その他市長が必要と認める書類

- ・浄化槽設置整備事業実施のための区分チェック
- ・申請時点で御所市外に住民票がある場合、住民票のある市町村発行の住民票抄本
- ・単独浄化槽やくみ取り便槽などから転換する場合は、その便槽だと分かる写真もしくは清掃料金やくみ取り料金の領収書の写し

※上記必要な書類が欠けている場合、申請を受理することができません。

4. 補助事業の内容変更

補助金の交付決定を受けた後、補助金の交付申請内容（工期の変更等）をやむを得ず変更するとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。

5. 実績報告書（設置工事完了時）に必要な書類

①浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）

②浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し

③浄化槽法定検査依頼書の写し

④浄化槽設置工事完了報告書・浄化槽施工監理報告書

浄化槽使用開始報告書及び浄化槽保守点検結果書の写し

（いずれも奈良県に届出し、
受理されたもの）

- ⑤設置工事中の工程写真（HP上の「工事工程写真帳」をお使いください。）
- ⑥浄化槽設置に係る工事費等の請求書及び領収書の写し
- ⑦法第11条に規定する水質検査手数料3年分の領収書の写し
- ⑧その他市長が必要と認める書類

※実績報告書は、工事完了後1か月以内に提出してください。

※上記必要な書類が欠けている場合、実績報告書を受理することができません。

6. 補助金の請求までの流れ

実績報告書の提出後、内容を審査し、不備がなければ現場検査を行います。申請者・施工業者・市の3者で行いますので、日程調整をお願いします。現場検査当日までに、完成した浄化槽周辺の配置配管図を提出してください。

現場検査当日は、建屋内から水を流していただき、生活排水が浄化槽を通して放流先へ流れているかを確認すると同時に、浄化槽周辺等を撮影させていただきます。

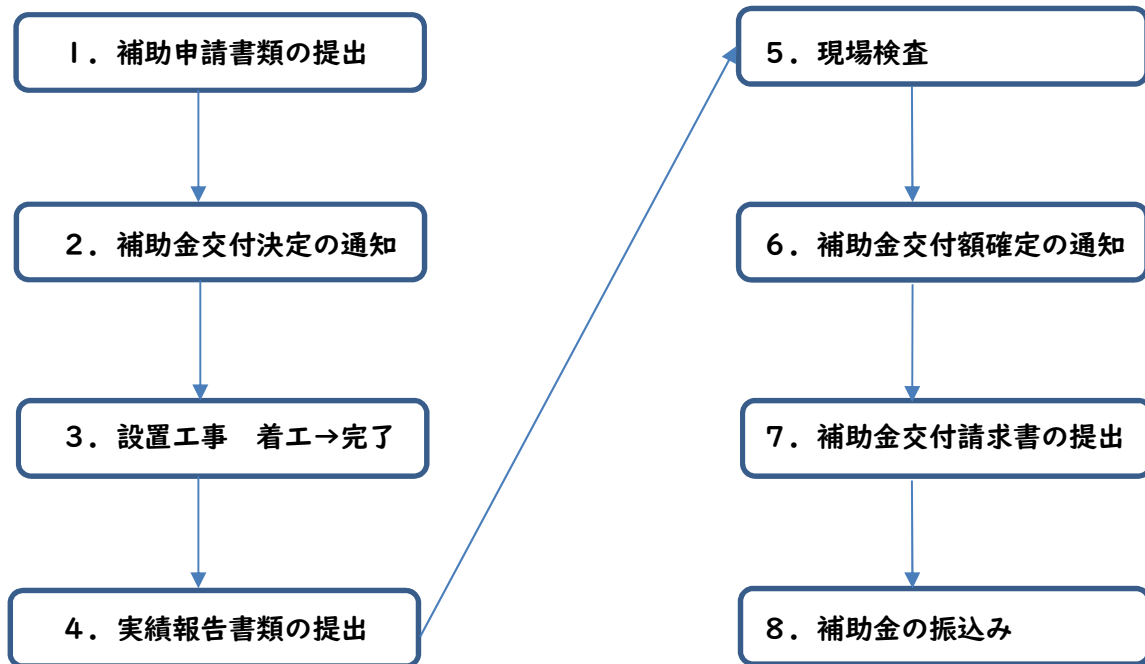
最終確認を行い、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助額を浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第7号）にて申請者に通知します。

補助金確定通知書を受けた補助申請者は、速やかに必要事項を記入した浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）と振込先の写しを提出してください。

（請求書の日付欄は空欄にしておいてください。）

補助金交付請求書の提出を受けた後、指定の口座に補助金を振り込みます。

【補助金交付申請の流れ】



※設置工事は、必ず補助金交付決定の通知を受けてから着工してください。